

(4) 食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）

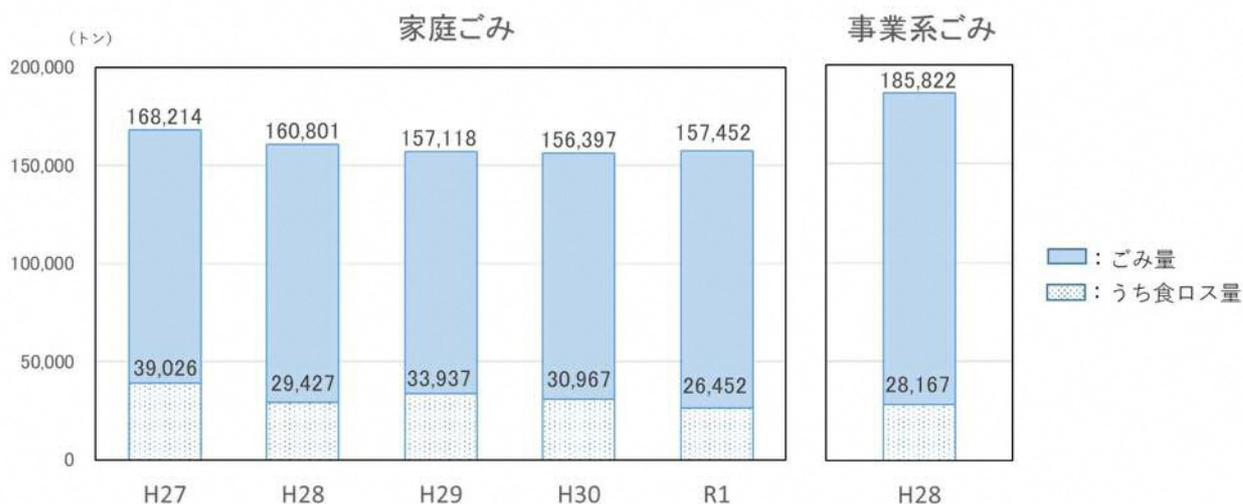
食品ロスとは、まだ食べることができるにもかかわらず廃棄されている食品のことで、とても「もったいない」ごみです。

日本国内では、この食品ロスが生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に廃棄されており、2017（平成 29）年度の推計値では、家庭系食品ロスが約 284 万トン、事業系食品ロスが約 328 万トン、合計約 612 万トンもの食品ロスが発生しています（環境省・農林水産省推計）。また、SDGs においても、目標 12 の「持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられるなど、国際的にも重要な課題となっています。

このため、2019（令和元）年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、まだ食べることができる食品は、できるだけ食品として活用していくこと、また地方公共団体は、地域の特性に応じた施策を実施すること、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないこと、等とされました。

本市においても、食品ロスを削減することは、家庭系・事業系双方のごみの減量化に資するだけでなく、食料の生産・製造に必要な資源・エネルギーの節約、それらの活動で排出される CO₂ の削減など、環境負荷の低減をもたらします。また、市民にとっては家庭消費支出の 4 分の 1 を占める食費（家計費）の節約にもつながる大変重要な取組みであると認識していることから、市民・NPO・事業者等のそれぞれの取組みと連携を促進するため、様々な観点から多角的な取組みを推進しているところです。

本市の食品ロスの発生量



ア 家庭系食品ロスの削減

本市独自の食品ロス削減対策として、「3切り」運動を発展させた「残しま宣言」運動を2015（平成27）年度から展開しています。この一環として様々な事業に取り組んできた結果、食品ロスの発生量が運動開始時と比較して約32%減少したことなど、確実な成果があがっています。

しかしながら、まだ家庭ごみ全体の約2割、生ごみの約4割を食品ロスが占めています。これは1世帯あたり年間約61kg排出している計算となり、食品購入費に換算すると約3万7千円に相当します(2019(令和元)年度組成調査に基づく推計)。

このように食品ロスが家計費のロスとなっている実態を市民に分かりやすく周知し、「もったいない意識」の醸成と具体的な削減行動につなげ、リデュース（発生抑制）に努めます。

(生ごみのリサイクルの取組みについては、「1（1）ウ 生ごみ（厨芥類）の減量化・資源化（P.29 参照）」に記載しています。)

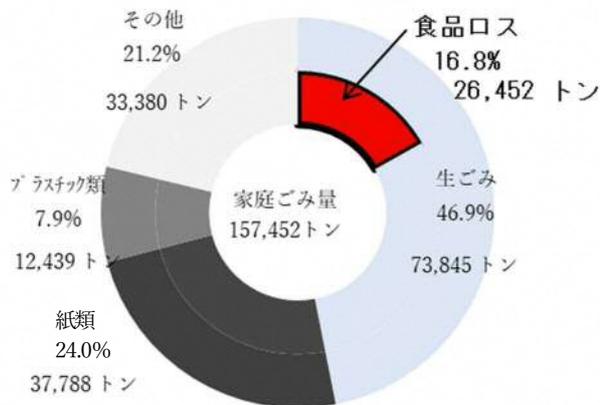
【リデュース（発生抑制）】

① 「残しま宣言」運動の更なる展開

SDGs や、国の第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品ロス削減推進法に基づく基本方針(2020（令和2）年3月閣議決定)において家庭系食品ロスを2000(平成12)年度比で2030(令和12)年度までに半減する目標が示されていることを踏まえ、一層の削減が必要です。

そのため、まだ浸透しきっていない世代や世帯等にも「残しま宣言」運動の浸透を図るとともに、着実に削減するための新たな取組みについて検討・導入を行っていきます。

あわせて、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて提唱された「新しい生活様式」に通ずる計画的な買い物等についても、呼びかけを行っていきます。



2019(令和元)年度 家庭ごみ組成調査結果



【残しま宣言啓発カード】



【食品ロスダイアリー】

<具体的取組みの例>

- 小学生向け啓発事業の実施 ～ 子どもの時から意識付けを行うため、小学校4年生を対象に、環境センター職員が行う出張授業にて、「残しま宣言」について記載した下敷きを配布し、啓発する。
- 未就学児向け啓発事業 ～ 好き嫌いや食べ残しを題材とした紙芝居・紙芝居動画を作成・配布し、市内の保育所や幼稚園での読み聞かせ等で、幼少期からの意識を育む。
- 冷蔵庫のクリーンアップ ～ 毎月19日を冷蔵庫クリーンアップの日と位置づけ、定期的な冷蔵庫の清掃と庫内の食材確認を促し、過剰な買い物や期限切れによる食品廃棄を減らす。
- リデュースクッキング講座の実施 ～ 生ごみの排出量を少なくし、余った食材を有効活用する調理方法を実践で学ぶ料理講座を開催する。
- 食品ロス情報ホームページの作成・公開 ～ 市民に一括してわかりやすく情報提供するため、独自のホームページを公開。
- 食品ロスダイアリーの活用 ～ 日記形式で食品廃棄の状況を記録することで、家庭内の実態を認識し、具体的な削減行動を促す。



【冷蔵庫のクリーンアップの呼びかけ】



② 食育、学校教育、消費者教育、子育て支援等との連携の強化

「第三次北九州市食育推進計画」や「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」により進められる、環境に配慮した食生活の実践の普及・啓発、残さず食べることや食への感謝の気持ちを育み、地産地消への理解を深めるような食育の取組みを、学校などと連携しながら進めます。

あわせて、消費者教育分野とも連携し、人や社会、環境に配慮する賢い消費行動であるエシカル消費の啓発に努めます。

また、子どもをはじめ多世代に食と居場所を提供する子ども食堂事業に対し、食品を提供する仕組みを構築するなど、子育て支援分野等とも連携しながら食品の有効活用を目指します。

③ 市民団体、NPO 等との連携

市民団体やNPO 等が行う、未利用食品を提供するための活動(いわゆるフードバンク活動)や子ども食堂活動については、食品の有効活用とごみの減量化の一つの手段として、引き続き市民への周知と理解を深めるための支援を行います。またフードバンク活動を支援する団体等とも連携していきます。

あわせて、市民団体・企業等を対象に、外食時の食べ切り等に取り組む「食品ロス削減サポーター」への登録を促し、SDGs の取組みの一環としても、市民全体に削減の環を広げていきます。

④ IT 等の活用

食品ロス情報ホームページの更なる活用を図るとともに、ツイッター等の SNS との連携についても検討・活用を進めます。

また、飲食店等の期限間近の商品の情報等を掲載して消費者に購入を促すフードシェアリングアプリ等も、使いやすさや削減の効果等も考慮しながら、活用を図ります。



【市 HP の食品ロス特設サイト】

イ 事業系食品ロスの削減

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく基本方針(2019(令和元)年 7 月公表)では、食品ロスの削減を含んだ食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組んだ上で再生利用等を推進することが示されました。あわせて、事業系食品ロスの削減目標を、家庭系と同様に、サプライチェーン全体で 2030(令和 12)年度までに半減させる目標が示され、食品ロス削減推進法に基づく基本方針においても、その目標の達成を目指すこととされました。

本市の事業系食品ロスは、事業系ごみの約 2 割を占め、またその多くは小売業や飲食店から発生しています(2016(平成 28)年度組成調査に基づく推計)。

このため、小売店や飲食店をはじめとする食品関連事業者の主体的な取組みを促しながら、利用者側の市民の意識改革にも努めるなど、事業者や市民と連携し、リデュース(発生抑制)を中心とした食品ロス削減の取組みを推進します。

(事業系食品廃棄物のリサイクルの取組みについては、「3 (2) イ 生ごみや剪定枝の資源循環」(P.62 参照)に記載しています。)

【リデュース(発生抑制)】

① 食品ロス削減推進法や食品リサイクル法に関する周知、対策の促進

食品ロス削減推進法や食品リサイクル法の内容や仕組み、目標値について、また市内の食品関連事業者(小売店、外食関連)の食品ロスの発生量・発生要因などの実態把握に努め、機会を捉えて周知・啓発するとともに、具体的な削減策の検討を促していきます。

② サプライチェーンに関わる食品関連事業者等との連携した取組み

食品関連事業者等自らが、サプライチェーン全体での食品ロスの状況と削減の必要性について理解を深め、また商慣習の見直し等を図るとともに、社員等への啓発にも取り組んでいただくよう促します。

また、フードバンク活動について、その役割への理解と未利用食品の提供等について、検討や取組みを促します。

<具体的取組みの例>

○「残しま宣言」運動の更なる展開

外食時の取組み(食べ切れる量を注文する、開始 30 分・終了前 10 分などに食事を楽しむ時間をつくる等)について、一層の周知を図ります。また運動をサポートする取組みも実施します。

○小売事業者との連携

市内の主要な小売事業者 7 社と締結した「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減の取組に関する協定」(2018(平成30)年3月)に基づき、これまでも「ばら売り」や「量り売り」、「閉店間際の割引セール」等に取り組んできました。

今後も、多様化するニーズへの対応や、食材の保存・活用の情報提供等について、事業者自らの取組みを促し、一層の連携した取組みを進めます。



【協定の締結式(2018(平成30)年3月)】

○外食事業者等との連携

食べ切り等を促す飲食店を「残しま宣言応援店」として登録する制度を2015(平成27)年度から開始し、約260店舗が日々食品ロスの削減に取り組んでいます(2020(令和2)年4月時点)。

今後も、制度の認知度向上や登録店舗の拡大、利用者側の削減意識の向上に努めることで、飲食店からの食品ロス削減を進めていきます。

また、料理が余った場合の「持ち帰り」についても、事業者・利用者双方に対し、理解と活用を呼びかけていきます。



a.特典付与

(食べ切ったグループに割引券付与等)

b.提供量の調整

(小盛メニュー導入、料理内容変更等)

c.持ち帰り対応

(自己責任での希望者への対応)

d.お声かけ運動

(食べ切りを促すお声かけの実践)

e.啓発活動

(掲示物等による啓発活動)

f.独自の取組み

(苦手な食材の変更等)

【「残しま宣言応援店」の取組項目】

③ 食育・学校教育、消費者教育、子育て支援等との連携の強化

「第三次北九州市食育推進計画」や「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」により進められる、環境に配慮した食生活の実践の普及・啓発、残さず食べることや食への感謝の気持ちを育み、地産地消への理解を深めるような食育の取組みを、学校などと連携しながら進めます。

あわせて、消費者教育分野とも連携し、人や社会、環境に配慮する賢い消費行動であるエシカル消費の啓発に努めます。

また、子どもをはじめ多世代に、食と居場所を提供する子ども食堂事業に対し、食品を提供する仕組みを構築するなど、子育て支援分野等とも連携しながら食品の有効活用を目指します。

④ 市民団体・NPO 等との連携

市民団体やNPO 等が行う、フードバンク活動や子ども食堂活動については、食品の有効活用とごみの減量化の一つの手段として、引き続き事業者の理解を深め、提供事業者の掘り起しに取り組む等、側面的な支援を行います。またフードバンク活動を支援する団体等とも連携していきます。

あわせて、市民団体・企業等を対象に、外食時に食べ切り等に取り組む「食品ロス削減サポーター」への登録を促し、SDGs の取組みの一環としても市民全体に削減の環を広げていきます。

⑤ IT 等の活用

飲食店等の期限間近の商品の情報等を掲載して消費者に購入を促すフードシェアリングアプリ等については、削減の効果や事業者の利便性、事業者や市民の使いやすさ等を考慮しながら、活用の検討を促します。

ウ 災害に備えた備蓄食品の有効活用

災害等が発生した場合の備えとして、家庭をはじめ医療機関・オフィス等の事業所においても、業務継続確保の観点から食品の備蓄が進んでいくことが想定されます。

一方で、食品には消費・賞味期限があることから、定期的な更新も必要となりますが、その際に、食品ロス削減の観点から、様々な用途で有効活用していくことが重要です。

家庭においては、ふだん食べている食品を少し多めに買い置きして、日常で消費しながら食べた分を買い足していく、いわゆるローリングストック法や、備蓄食品を活用したレシピ等についても周知・啓発していきます。

また、本市の災害備蓄食品については、これまでもローリングストック法により、賞味期限が近くなった一部の食料を地域の防災訓練での体験使用や、子ども食堂に提供するなどして余すことなく活用しています。民間事業所の備蓄食品についても、有効な活用方法の事例紹介や、必要に応じてフードバンク活動団体・NPO 等とのマッチングを促すなど、有効な活用に努めます。



【食品ロスにしない備蓄のすすめ】（出典：消費者庁）

エ 削減目標等の設定

① 食品ロス量の削減

食品ロス削減推進法に基づく基本方針において、家庭系・事業系ともに2000(平成12)年度比で2030(令和12)年度までに食品ロス量を半減させるという削減目標が示されたことを踏まえ、本市においても、家庭系・事業系ともに、2000(平成12)年度比で2030(令和12)年度までに食品ロス量を半減させることを目標とします。

【食品ロス削減の目標値】

	2000(平成12)年度 (推計値)	現状※	2030(令和12)年度 (目標年度)	※家庭系： 2019(令和元)年度 事業系： 2016(平成28)年度
家庭系	49,752 トン	26,452 トン	24,876 トン	
事業系	47,983 トン	28,167 トン	23,992 トン	

※国の事業系食品ロス排出量は、産業廃棄物や民間でリサイクルされているものも含まれており、本市の食品ロス排出量とは定義が異なっている。

② 食品ロス削減に取り組む市民の割合

本市の行政評価に係る市民アンケート調査(2019(令和元)年度実施)の結果によると、「食品ロスを減らす取組みを実行する人」の割合は90%を超えていますが、「常に実行している人」は58.3%、「時々実行している人」が33.5%となっています。

食品ロス削減推進法に基づく基本方針において、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする目標が示されていることを踏まえ、本市においても食品ロス削減を「常に実行している」人の割合を80%とすることを目標とします。

【食品ロス削減を常に実行する人の割合の目標値】

	現状 (2019(令和元)年度)	目標年・値 (2030(令和12)年度)
食品ロスを減らす取組みを 「常に実行している人」	58.3%	80%

オ その他の取組み

・3R活動推進表彰等の活用

食品ロス削減に取り組む個人・団体等に対し、既存の表彰制度である3R活動推進表彰及び北九州SDGs未来都市アワードを活用し、表彰を行っていきます。

・食品ロスの実態調査等の推進

廃棄物の組成調査の実施、食品ロスダイアリー活用等により、食品ロスの発生量、発生要因といった実態把握に引き続き取り組み、効果的な削減対策に活かしていきます。

(5) ごみ処理施設の今後のあり方

廃棄物の適正処理・リサイクルを継続していくためにはごみ処理施設の機能を維持・向上していくことが必要です。また、その際には、大規模災害への対応、温室効果ガスの削減、広域処理などの視点も含めて検討することが必要です。

ア ごみ処理施設の機能維持・向上（最適な工場体制）

資源化施設を含めた既存のごみ処理施設に係る処理能力等の機能の維持・向上については、予防保全対策によって施設の長寿命化を図るストックマネジメント手法により、財政負担を抑制しつつ、進めます。

また、ごみ処理施設の建替えは、老朽化の状況に加え、ごみ量・質の変化、公害防止対策や地球温暖化対策技術等の高度化・効率化の状況、災害に強い施設づくり、広域的な受入処理などを総合的に勘案して行います。

将来の焼却工場の建設に備え、国の方針やごみの減量化などの社会情勢を注視しながら、効率的な施設規模や工場体制を含めた検討を行います。

【日明工場】

日明工場は2024（令和6）年度頃に使用年限を迎えることから、新日明工場（2025（令和7）年度予定）の建設を進めます。

また、粗大ごみについては、当面は民間に処理委託することとし、その後については、粗大ごみ資源化センターの更新も含めて総合的に検討します。

【皇后崎工場】

日常的な維持管理を適切に実施することにより、機能の維持を図るほか、2012（平成24）～2016（平成28）年度には基幹的設備改良工事による延命化を行いました。使用年限（2027（令和9）年度頃）が近づいていることから、将来の施設更新等を検討します。

【新門司工場】

日常的な維持管理を適切に実施することにより、機能の維持を図るとともに、使用年限の到来を見据え、基幹的設備改良工事による延命化を含め、今後の最適な工場体制の構築を目指していきます。

【かんびん資源化センター】

日明かんびん資源化センターは、前計画期間中に施設の更新を行い、2021（令和3）年度から新施設を稼働させました。今後の施設運用にあたっては、日常的な維持管理を適切に実施することにより機能の維持を図ります。

本城かんびん資源化センターは、使用年限（2027（令和9）年度頃）が近づいていることから、将来の施設更新等を検討します。

【プラスチック資源化センター】

PFI 事業による施設であることから、受託事業者に機能維持を求めます。

また、現在の PFI 事業が 2021（令和 3）年度で終了することから、2022（令和 4）年度以降の事業継続方法について、引き続き検討していきます。

イ 廃棄物処分場の確保

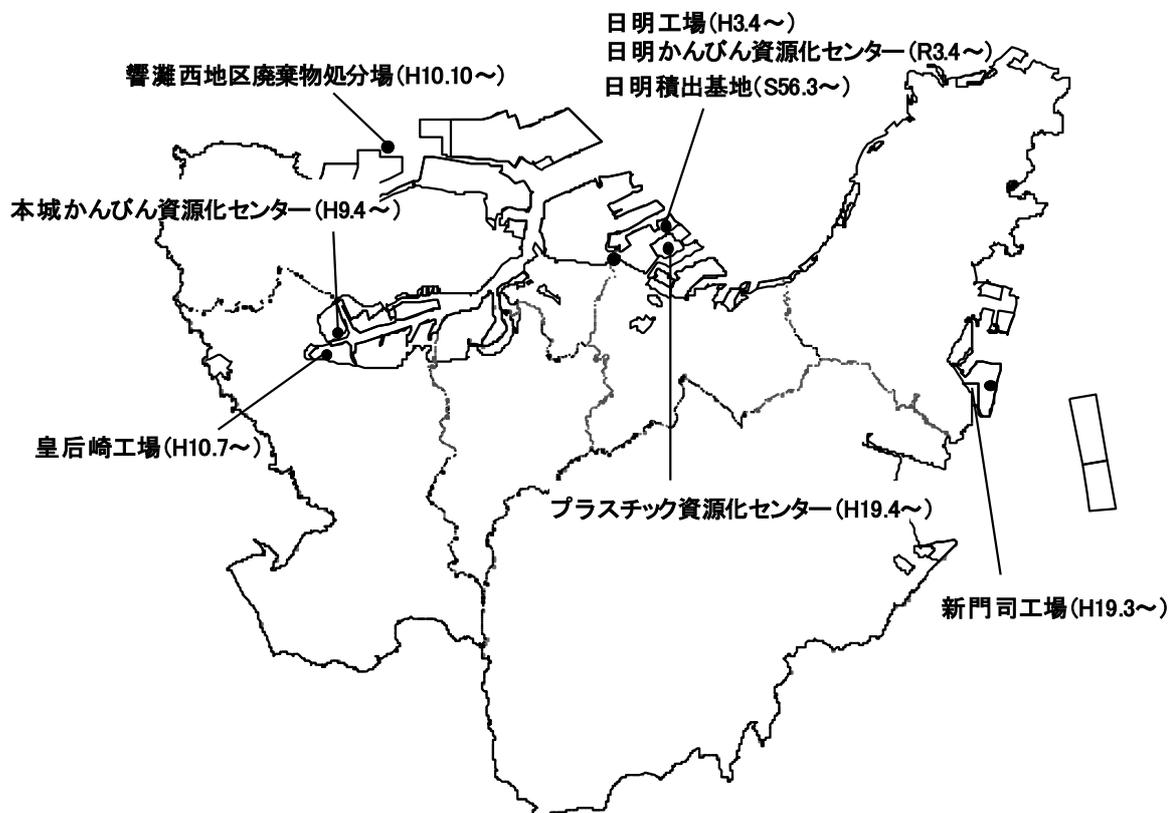
快適な市民生活や市内中小企業などの産業活動を、将来にわたって支えていくためには、長期、安定的に廃棄物処分場を確保していく必要があります。今後も、ごみの減量化・資源化の推進等により、既存施設の延命化を図るとともに、使用年限の到来を見据え、現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進めます。

また、市内東部地区から発生する廃棄物等を受け入れ、処分場まで陸上輸送する施設として日明積出基地を整備しており、利便性の向上にも努めます。

ウ 焼却灰の資源化の推進

2007（平成 19）年から稼働している新門司工場ではシャフト式ガス化溶融炉を採用し、焼却灰を溶融物（メタル・スラグ）として資源化し有効活用しており、今後も品質確保に努めます。

皇后崎工場で発生する焼却灰の一部を、セメント原料として有効活用していきます。



ごみ処理施設の位置図

(6) ごみ処理の広域連携

国の廃棄物処理施設整備計画（2018（平成 30）年閣議決定）では、将来にわたる廃棄物の適正処理の確保にあたっては、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があり、そのためには、廃棄物の広域的な処理を進めていく必要があるとされています。

また、広域行政については、一定の圏域の市町村がそれぞれの資源や機能の効率的な活用を図り、広域による行政展開のメリットを最大限引き出しながら、圏域全体の活性化と魅力ある圏域の形成を図る、「連携中枢都市圏構想」という都市間連携の枠組みが構築されています。

本市でも、近隣の 5 市 11 町とともに「連携中枢都市圏構想」に基づく北九州都市圏域を形成し、一般廃棄物の広域的な受入処理も、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン（2016（平成 28）年 4 月）」の枠組みの中で、進めてまいります。

加えて、今後県が策定する広域化・集約化計画を踏まえ、県及び近隣自治体と連携を図りながら、圏域内の長期・安定的な廃棄物処理体制の構築を目指します。

ア 一般廃棄物の広域的な受入れ

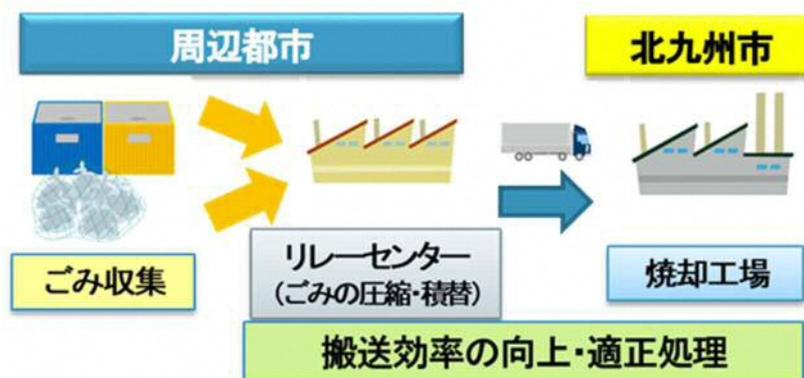
本市のごみ処理施設での受入れにあたっては、当該団体の首長、議会からの要請を受け、本市との間で基本協定を締結するとともに、毎年度、一般廃棄物処理業務の委託契約を締結しています。また、受入れの前提として、次の三原則に適合していることを毎年度確認しています。

- 本市のごみ処理に支障がないこと
- 本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと
- 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること

新たに、北九州都市圏域を中心とした周辺自治体から受入れ要請があった場合には、受入れの前提である三原則等、本市の基本的な考え方に基づいて検討します。

なお、ごみ処理施設については、広域的な受入れ処理を行うことを視野に入れ、整備の検討を進めます。

また、エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについては、ごみ処理施設での受け入れ処理と同様に地域循環共生圏を構築する観点からも、推進します。



【広域処理の概略図】

(7) 災害廃棄物処理

近年、我が国では、全国的に大雨や台風による大規模な自然災害が頻発しており、大量の災害廃棄物が発生しています。本市でも、これまで、被災自治体等からの要請に基づき災害廃棄物の受入処理支援を行ってきたほか、西日本を中心に甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨」では、市内でも大量の災害廃棄物が発生するなど、自然災害に見舞われるリスクが高まっています。

今後も、「北九州市災害廃棄物処理計画（2019（令和元）年6月策定）」に基づき、平時から大規模災害に備えておくことが必要です。

ア 大規模災害への対応

大規模災害時における廃棄物の安定処理の確保のため、今後の施設整備にあたっては、災害時でも、ごみを燃やすことで工場稼働に必要な発電を行うなど自立して運転できる能力を備えることや、大量にごみが発生する被災時にごみの受入れが可能となるごみピットを備えるなど、大規模災害への対応の視点を踏まえて検討します。

また、地域の防災拠点として、エネルギー供給拠点や避難場所としての機能なども備えることを検討します。

加えて、被災時には大量の災害廃棄物が発生することから、今後とも大規模な仮置場の確保に努めます。

イ 災害廃棄物の受入処理（支援）

大規模、広範囲に及ぶ災害によって、災害廃棄物が大量に発生し、また、ごみ処理施設の被災によって、ごみ処理事業が中止または縮小を余儀なくされる事態が想定されます。

大規模災害等の緊急時には、被災地の早期復旧・復興や環境保全の確保等の観点から、県や被災自治体の要請等により、最大限の受入処理や現地での収集支援を行います。

自治体間の連携については、本市で発生した災害廃棄物の処理への対応に加え、周辺自治体から本市に対して要請があった場合に、緊急的措置として災害廃棄物を受け入れることも想定し、周辺自治体と処理協力に関する協定を締結します。さらに、本市と福岡市、熊本市の九州3政令指定都市間では、自主的な支援を行う相互支援協定を締結しています。

(8) 適正処理の推進と安全・安心の確保

廃棄物処理事業は、日々の市民生活を支える上で必要不可欠な社会インフラであり、安定的に継続することが求められています。そのためには、不用品を違法に回収する無許可業者の取締りの強化による不適正処理の防止や、有害物を含むものや火災事故の原因となるおそれのあるものへの適切な対応が必要です。

また近年、新型ウイルス等の感染症の流行などの非常時においても、安全かつ安定的な廃棄物処理事業を継続できる体制を確保しておくことが重要です。

ア 無許可業者対策

一般廃棄物の収集運搬・処理業を行う場合は、廃棄物処理法上、市の許可が必要ですが、廃家電等を許可を持たずに違法に回収する業者がおり、国内で不法投棄・不適正処理されている事例や、あるいは海外に輸出された後の不適正処理により、環境保全上の支障が生じるおそれがあります。

このような事態を防止するため、本市では、許可を有しない不用品回収業者に対する指導を行い、法に則った適正な廃棄物処理の確保に努めています。

イ 水銀・PCBを含む廃棄物の対策

廃棄される水銀使用製品については、水銀汚染防止法において、市町村に適切な回収措置を講じる責務が課せられており、本市においても、これまでも水銀体温計等の拠点回収を実施しており、水銀廃棄物の適正処理に努めています。

また、PCB 廃棄物については、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく取組みを着実に推進します。

ウ 危険ごみ対策

カセットボンベやスプレー缶、加熱式たばこなどが原因と思われる焼却施設での火災事故が全国的にも発生しており、焼却施設の稼働に大きな影響を及ぼすことを防止する必要があります。

本市では、カセットボンベやスプレー缶などは、必ず使い切ってから捨てるように案内しています。加えて、加熱式たばこ等のリチウムイオン電池使用製品などについて、処理方法の周知徹底や新たな分別収集方法の検討を行います。

エ 新しい生活様式等への対応

在宅勤務や外出自粛など、生活様式の変化に伴い、家庭から出るごみのうち厨芥類(生ごみ)や各種容器包装などは増加が見込まれることや、感染症蔓延時には、マスクや医療系廃棄物など感染対策に注意が必要なものが増加することなど、ライフスタイルの変化とともにごみ質・量にも変化が起きました。

このような影響にも適切に対応できるよう、市民に対するごみの出し方の注意や事業者への対策徹底の呼びかけを行うとともに、処理事業を安全に継続できるように努めます。

(9) ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上

収集体制の見直しや新しい技術の活用などにより、ごみ処理経費の削減に努めるとともに、今後も、ごみ処理事業の効率化や市民サービスの向上に努めていきます。

ア ごみ収集業務の効率化

ごみ発生量や人口分布などに応じて、効率的な収集ルートの見直しや配車台数の適正化など、収集体制の見直しを図ることを通じ、ごみ処理事業の効率化に努めます。

イ 取組み効果の公表

市民・事業者の協力により、ごみの減量化・資源化が進んだことで、ごみ処理量が減少し、事業の効率化も円滑に進められていることから、ごみ処理事業に要する経費も減少してきています。毎年度、ごみ量やリサイクル率のほか、収集、焼却等の処理部門別経費の推移を公表するなど、市民の取組みの効果を実感できるように工夫します。



【ていつんプレス 65号(2020(令和2)年11月15日発行)より】

ウ 市民サービスの維持・向上

ごみステーションにごみを出すことが困難な高齢者などを対象に、自宅の玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」の取組みなど、核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じたごみ収集を進めるとともに、地域の要望などに柔軟に応じたごみステーションの利便性の向上や、防鳥ネットの配布や集積容器の助成によるきめ細かな支援を図ります。

エ ITなどの情報技術の活用

幅広い年代にスマートフォンなどの携帯情報端末が普及していることから、アプリを活用するなど、市民がごみに関する情報にアクセスしやすくするほか、各種SNS媒体の活用により、ターゲット層に合わせた情報発信を行います。

また、ごみ収集やごみ処理の効率化、市民サービス向上を推進する観点から、粗大ごみ処理手数料の決済キャッシュレス化など、IT、IoTなどの技術の活用を図っていきます。

(10) 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進

中国をはじめ、アジア各国で廃プラスチックの輸入・利用規制の厳格化に伴う国内処理量の増大など、産業廃棄物の処理を取り巻く環境が一段と厳しくなっています。

については、良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のため、監視・指導・啓発などにより、産業廃棄物処理業を継続し、適正な処理を推進していくことが必要です。

ア 排出事業者への指導等

排出事業者として主導的な役割を果たすよう、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正な費用負担等について指導を行います。

また、廃棄物処理法に基づく処理基準の遵守、委託契約書の締結、マニフェスト使用の徹底など、委託基準の遵守について指導すると共に、定期的の実態調査を実施し、市域の産業廃棄物の発生及び処理処分状況について把握を行います。

なお、マニフェスト使用に際しては、環境省からの協力依頼に基づき、電子マニフェストの普及拡大に向け、各種講習会等の機会を通じた啓発のほか、公共工事の受注者に対する積極利用を推奨しています。

【排出事業者の役割】

(1) 減量化の推進

① 発生抑制

原材料の選択や生産工程の改善等により、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

② リサイクルによる減量化の推進

発生抑制したうえで排出した産業廃棄物については、再使用、再生利用による減量化に努めなければならない。また、円滑なリサイクルの推進のため、グリーン購入等、再生品の利用に努めなければならない。

③ 中間処理による減量化の推進

発生抑制、リサイクルを徹底したうえで排出する産業廃棄物については、最終処分量の削減を図るため、中間処理による減量化に努めなければならない。

(2) 適正処理の推進

産業廃棄物の減量化を推進するとともに、その上で排出する産業廃棄物については、安全かつ適正に処理することが必要なことから、保管、収集運搬及び処分を行う場合、廃棄物処理法に基づく処理基準に従うこと。また、処理を委託する場合、委託契約書の締結、マニフェストの使用等、委託基準を遵守しなければならない。

イ 産業廃棄物処理業者への指導等

産業廃棄物処理業者としての役割を果たすよう、巡回や廃棄物処理法に基づく立入検査を実施し、不適正処理等に対しては、文書による指示や改善命令等により速やかな是正の指導等を行います。

また、法改正の内容や社会的な関心を集めたテーマなどについて、講習会の開催や各種情報の提供を行い、処理業者の資質向上を図ります。

【産業廃棄物処理業者の役割】

(1) 適正処理の実施

自己の能力の範囲内で計画的な処理の受託を行うとともに、廃棄物処理法を遵守し、適正な収集運搬、保管及び処分を行わなければならない。

(2) 減量化の推進

再生利用や中間処理による減量化の推進に努めなければならない。

(3) 適正な施設の維持管理

処理事業を適切かつ確実に行うために、処理施設の維持管理を行うとともに、施設の整備・充実に努めなければならない。

(4) 管理体制の整備

産業廃棄物処理業者の社会的責任を認識し、適正かつ計画的な処理、施設の維持管理を行うため、管理体制の充実に努めなければならない。

ウ 最終処分量の削減

産業廃棄物の有効利用や循環的利用を進め、天然資源投入量を抑制するとともに、最終処分量の削減に努めます。

エ 有害使用済機器の保管・処分

2017（平成 29）年の法改正に伴い、有害使用済機器の保管・処分を業とするものに対して、届出及び処理基準の遵守等を義務付ける制度が新設されました。

本市では、当該届出事業者に対する巡回や立入検査を実施し、法令遵守に係る監視指導を行う他、過去に取扱いがあった届出無し事業者に対しても、火災の発生等、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあるため、巡回を行い、監視します。

オ 処理業者・排出事業者の育成・支援

「環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた制度のあり方について（2018（平成 30）年 2 月北九州市環境審議会答申）」に基づき、産業廃棄物処理業界を「地域と共生する産業へ」とイメージ改善し、処理業者の活性化を図っています。

その一つとして、廃棄物処理法による「優良産廃処理業者認定制度」に加えて本市独自の優良認定制度により、優れた排出事業者と処理業者を認定し、減量化、適正処理に貢献する取組みを推奨しています。また、処理業者の大きな課題の一つである人材確保・育成について、就職イベントへの出展支援や雇用開発・人材育成に係るセミナー開催等に取り組みます。